

議案第7号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

令和7年度住民税非課税であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯員で、税制上非課税となる範囲の就労収入の増加により、令和8年度介護保険料算定において住民税課税世帯の所得段階に属する場合の当該第1号被保険者の保険料について、令和7年度における所得段階で算定した額まで減免することができる規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 555 384 589">付 則</p> <p data-bbox="204 607 392 640">第12条（略）</p> <p data-bbox="236 658 783 741"><u>（令和8年度分の保険料に関する減免の特例）</u></p> <p data-bbox="204 754 783 1111">第13条 <u>市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料について、第14条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する申請によることなく、保険料を減免することができる。</u></p> <p data-bbox="236 1124 783 1256">(1) <u>令和7年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されていない者に該当する場合</u></p> <p data-bbox="236 1270 783 1671">(2) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に該当する場合</u></p> <p data-bbox="236 1684 783 2042">(3) <u>当該第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員に係る令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の課税状況、これらの者の令和7年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。)の収入金額、合計所得金額等を勘案して、市長が保険料を減免すべき特別の理由があると認</u></p>	<p data-bbox="900 555 991 589">付 則</p> <p data-bbox="810 607 999 640">第12条（略）</p>

<u>める場合</u>	
-------------	--

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。